

住民異動 の際は

通知カード・個人番号カードの 手続きもお忘れなく

◎住所異動や婚姻などで氏等が変わった場合は、住民票や戸籍の届け出の他、個人番号通知カードや個人番号カードの手続きも変更があった日から **14日以内** に必ずおこなってください。

◎転出や転入に関する手続きに関しては広報かがみの2月号5ページをご確認ください。

◎**鏡野町で個人番号カードの交付申請を行い、受け取りをしないまま転出した場合は転出先で再度個人番号カードの交付申請を行う必要がありますのでご注意ください。**

転出する場合	鏡野町での手続き	転出先の市区町村での手続
通知カード	国外転出の場合は返納が必要です。	・新住所の記載 ・新住所の記載された個人番号カード交付申請書の交付
個人番号カード	国外転出や廃止を希望する場合は返納が必要です。	・新住所の記載 ・継続利用手続き※ ¹ ・電子証明書の再発行※ ²

転入した場合	鏡野町での手続き
通知カード	・新住所の記載 ・新住所の記載された個人番号カード交付申請書の交付
個人番号カード	・新住所の記載 ・継続利用手続き※ ¹ ・電子証明書の再発行※ ²

町内での転居、 婚姻・離婚など戸籍の届出 で氏等が変わったとき	鏡野町での手続き
通知カード	・新住所や新たな氏等の記載 ・新住所や新たな氏等が記載された個人番号カード交付申請書の交付
個人番号カード	・新住所や新たな氏等の記載 ・継続利用手続き※ ¹ ・電子証明書の再発行※ ²

※¹ 交付時に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要となります。本人または本人から委任を受けた代理人の方に手続きをおこなっていただきます。
 ※² カードに電子証明書（署名用電子証明書や利用者証明用電子証明書）がついている方が対象です。氏名、住所、生年月日、性別に変更があった方は、電子証明書が失効するため再発行の手続きが必要となります。前回設定したものと同じでもかまいませんが、原則、本人に新たな暗証番号を設定していただく必要があります。

【お問い合わせ先】 鏡野町住民税務課 住民窓口係 (0868) 54-2985 (直通)
 奥津振興センター (0868) 52-2211 上齋原振興センター (0868) 44-2111
 富振興センター (0867) 57-2111

高等学校等通学助成金制度の紹介

高校生等通学助成事業制度をご活用ください！

鏡野町では、高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することにより、保護者等の財政的負担の軽減を図るとともに、青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行っております。

【対 象】

鏡野町に住所を有する20歳までの者（住民基本台帳法に記載のある者）で交通手段を問わず本町内の住所地から高等学校等に通学する者及びやむを得ず本町内の住所地を離れ、高等学校等に通学する者で第3学年在学者までを対象とします。

*高等学校等とは、学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支

援学校の高等部及び同法125条の2に規定する専修学校の高等課程をいいます。

【助成額】

自宅から高等学校等までの距離が15km以上30km未満
 …1ヶ月3,000円

自宅から高等学校等までの距離が30km以上 …1ヶ月5,000円
 *距離については、公共交通機関を利用した場合の距離で計算させていただきます。

年間助成額（12ヶ月分）を一括で支払いさせていただきます。

*中途退学等があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。
 過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

お問い合わせ・様式の請求

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982 又は各振興センター